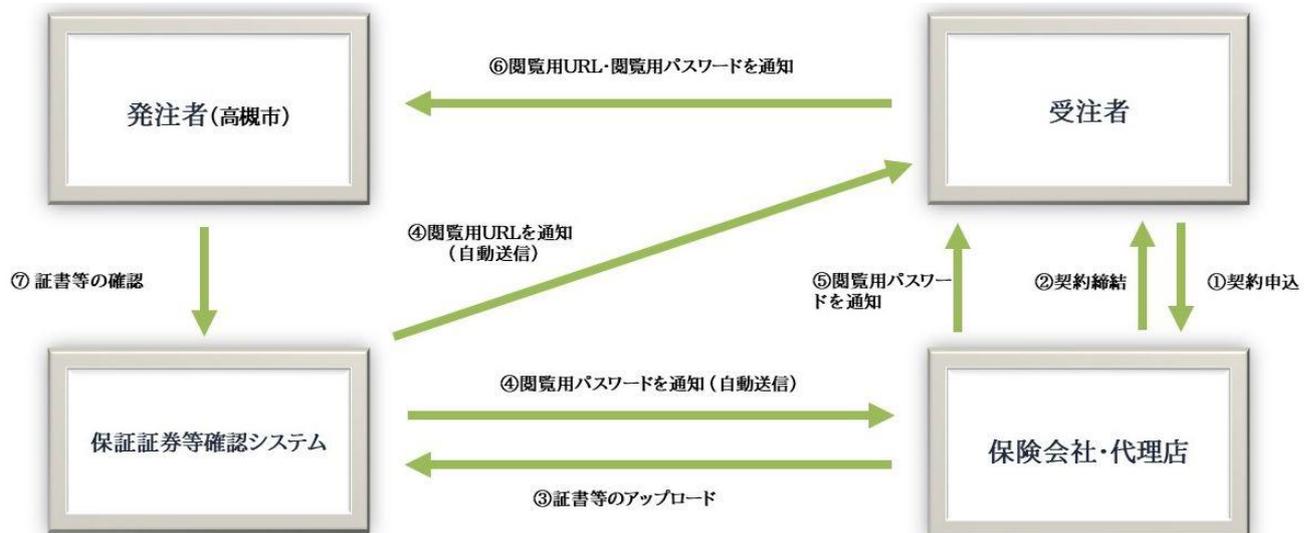


登録業者 各位

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における保証証書等の電子化対応について（お知らせ）

令和7年3月25日付け高総契第737号にて通知のとおり、令和7年度から建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における保証証書（契約保証・前払金保証）の取扱いについて、書面による提出に加え、電子証書の提出を可能にしておりました。この度、令和8年度より、一般社団法人日本損害保険協会が運用する保証証券等確認システムに対応している損害保険会社が発行する保証証書等（契約保証）につきましても電子証書の提出を可能といたしましたのでお知らせいたします。

1 保証証書等電子化に伴う手続きの流れ(損害保険会社)



2 閲覧用URL・閲覧用パスワードの提出方法

市が電子証書を閲覧するためには、閲覧用URL・閲覧用パスワードが必要となります。

電子証書での提出を希望される場合は、損害保険会社から通知される閲覧用URL・閲覧用パスワードを下記リンク先より提出してください。

https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11804

(簡易電子申込 URL)

問い合わせ先
高槻市総務部契約検査課
工事契約チーム(Tel674-7502)